

## 『甚忍記』とは何か

——貞享末年の西鶴の一面——

谷 脇 理 史

『日本永代蔵』の初版本と推定される森田庄太郎版<sup>(1)</sup>は、その巻末に、「此跡ヨリ」として、「人は一代名は末代」という傍題を付した『甚忍記』全部八冊の刊行を予告している。その予告に従えば、その全八冊の内容は、仁・義・礼・智・信の各部よりなるものようである。さらにその予告は、五ヶ月後の貞享五年五月に出版された西沢太兵衛版の異版本系統の『永代蔵』初版本にもうけつがれ、ここでは、「全部八冊出来式<sup>(2)</sup>」(傍点筆者、以下同じ)という風に、もはや出版されて売り出されているかのような印象を与える予告とすらなっている。

しかし、現在までのところ、『甚忍記』とおぼしき本の存在は報告せられていない。また、その書名は、当時の出版書籍目録類の中にも登載されず、『甚忍記』について触れた当時の文献も見当らない。今のところ、『甚忍記』八冊が出版せられた形跡は、まったくないのである。従って、「出来式<sup>(3)</sup>」という値段<sup>(3)</sup>まで付けられた予告がある以上、貞享五年五月の段階で、『甚忍記』がある程度の形をなし、出版直前の段階まで来ていたことは推測できるが、何故かそれは出版されなかつた、と考えざるをえないようである。

とは云え、『甚忍記』の出版予告から、ただちに右の前提に立つことに不安がない訳ではない。何故ならこの

予告は、書肆が流行作家西鶴に原稿を予約した段階で勝手に出したものであるかもしれない、著者西鶴は、まだ原稿ができていないにもかかわらずにもできるようなことを書肆に云っていたのかもしれないからである。さらには、『永代蔵』の巻末に「此跡ヨリ」とあるからといって、それが西鶴作品だという確証はあるのか、『甚忍記』は、本当に刊行されなかったのか、発見される可能性は、まったくないと云い切るのか、といった根本的な疑問もない訳ではないのである。

従って、本稿が以下に記す推測の多くは、もし、『甚忍記』が出現したら、また逆に、それがまったく実態のないものであったということが確認されたら、ほとんど無意味なものになってしまうであろう。が、私は、それを承知の上で、と同時に、現在の段階では右の前提に立つより外に仕方がないから立っているのだからという批判のあることを承認した上で、あえて以下の推測を記そうと思う。それは、新資料の発見があいつぎ、確証のない仮定や推測を忌避する近世文芸研究の現状を考えた時、あえて流れに逆らう軽率・無茶な試みと云うべきかもしれないが、この『甚忍記』の問題を避けては、貞享末年、精力的に作品を続々と出版している多作期の西鶴を全体的に押えて行くことができないことも確かである。『甚忍記』とは何であったのか、それは貞享末年の西鶴にどのような意味を持つものであったのか——私は、この問題に対して、一応私なりの結論を出しておきたいと思う。もちろんその結論は、問題のない訳ではない前提のもとに、漠然とした推測を積み上げることによって出さざるをえないものではある。が、私はそれによって今、多作期の西鶴の創作のありようやその時期に出刊された作品に対するこれまでの見方に何らかの問題提起が行なえるのではないか、という期待をささやかながらいだいでいるのである。

## 二

まず、『甚忍記』の予告、すなわち、その書名、仁・義・礼・智・信の五常による部立、「人は一代名は末代」

という傍題から、それがどのような内容のものかと推定できるか、という点から考えてみよう。

野間光辰氏は、「一体『甚忍記』という書名は、意味があるやうでないやうな、頗る響の悪いそして落着かない書名である」(西鶴と『堪忍記』(上)、国語国文・昭和17年12月号)といわれ、その書名が浅井了意の『堪忍記』のもじりであることを指摘する。そしてそれはその通りである。しかし、書名がもじりであるとはいっても、その内容を推定することは容易ではない。というのは、貞享五年(元禄元年)前後の西鶴が、『新長者教』(『永代蔵』副題)『新可笑記』『本朝桜陰比事』という、先行作品の書名をもじった書名の作品を書き、仮名草子類への対抗意識を書名にあらわしてはいても、その内容において、先行書の直接的な影響やもじりを見ることはほとんどできないからである。むしろ『桜陰比事』が『棠陰比事』の内容を意識的に避けているがごとくであり、<sup>(4)</sup>『新可笑記』の説話の内容に『可笑記』が影を落していないことを思えば、『堪忍記』を書名の上でもじった『甚忍記』の内容を『堪忍記』の説話から推測することは難かしいであろう。それは、同じ了意の『大倭二十四孝』という書名をもじった『本朝二十不孝』(貞享三年十一月刊)の場合にも見られるように、内容的な関連を考える必要のないものなのかもしれない。また、仮に『甚忍記』のみは特殊で『堪忍記』と内容的な関連を持つという仮説の上で考えるとしても、西鶴が先行作品を受容・改変する時の自在な方法や姿勢を考慮した時、『甚忍記』の内容を『堪忍記』から想定することは不可能に近いといえるであろう。従って、書名が『堪忍記』のもじりであるとはいえ、現在その内容を『堪忍記』の内容と結びつけて推測する手がかりはほとんどないといわざるをえないのである。

しかし、『甚忍記』とは、確かに「頗る響の悪いそして落着かない書名」である。『堪忍記』に対抗して新しい作品を書こうとする西鶴の意図は明らかではあっても、『甚忍記』が、前述の『新可笑記』『桜陰比事』等に対して落着かない書名であることも確かである。『甚忍』が、「ひどく我慢する」「じつとたえ忍ぶ」くらしいの意味であり、それが「堪忍」以上に「忍」を強調しようとして造られた言葉であることは簡単に推測出来るが、『甚忍』とは成語としても熟していない言葉のようである。

が、その熟さぬ言葉をあえて用い、『堪忍記』の説く五常にならってそれを仁義礼智信の五部に分け、「人は一代名は末代」と傍題した予告を見る時、そこに西鶴の何らかの意図が感じとれないであろうか。また、そこから『甚忍記』の内容に対する何らかの推測の手がかりは得られぬであろうか。

私は、そこに見られる西鶴の意図を以下のように考える。仁義礼智信の五常が、儒学においてこの世で体すべき理想の理念であり徳目であることは云うまでもない。それを実践すれば、「人は一代」であっても「名は末代」に残ることであろう。が、それをこの世において実践するには、単なる「堪忍」くらいでは足りず、「甚忍」が必要とされる。西鶴は、近世封建社会の理想とする徳目の実践が、常に「甚忍」という苦痛を経過しなければ行えないこと、丁意のようにそらぞらしく「堪忍」を説いて五常の実践を教訓しても何の意味も面白味もないことを実感しつつ、あえて「甚忍」の語をえらびとったのではないか。

また、忍が、近世封建社会を生きる生活の智慧として最も必要とされるものであることは云うまでもない。それは、『堪忍記』が幅広い階層や身分の人々の「堪忍」を説いていることから明らかなように、町人のみならず武家にも共通して云えることである。そして、ふたたび云えば、五常の実践、理想のモラルを實行する時、人は甚忍を要請される。と同時に、肩胛張って甚忍する五常の実践者は、現実の社会でモラルが常に理想でしかない時、かりに「名は末代」であってもその社会から疎外され、時に現実と葛藤を生じ、とりあげるに足る話の種となる。私は、五常を部立とした作品の題名が、単なる「堪忍」ではなく「甚忍」であることに、西鶴のいささか皮肉な視点の存在を見、同時に、『甚忍記』なる書名で作品を書こうとする西鶴の意図をその点に見定め得るのではないかと考えるのである。

が、それにしても、五常を部立として『甚忍記』と題するこの書は、思えば便利な書名である。というのは、この世を生きる人間の行為を種とした咄は、ほとんど仁義礼智信のいずれかに関係するものとして分類できるであろうし、それらの実践には、何らかの意味で甚忍がともなうといえそうだからである。すなわち、五常の部立を持つ『甚忍記』という書名は、西鶴が何を書いてもその中におさめうるものなのである。たとえ、五常の道に

反し、甚忍せざる行為の場合であっても、『二十不孝』のごとく、それらが天罰をうける形の話にしてしまえば、『甚忍記』という書名に不似合ではないということになるであろう。さらにそれは、町人でも武家でも、好色生活でも経済生活でもとりあげることのできる書名である。すでに、『二十不孝』『懷硯』『永代蔵』などを書き終え、様々な世界に触手をのびしている貞享四年下半期の西鶴にとつて、これはまさに融通無碍な書名であり、何を書いてその名で出せる合切袋的なものだったのであるではないであろうか。それ故に、生前刊行の作品には唯一である刊行予告が、『永代蔵』巻末にかかけられることにもなったのではないだろうか。

私は今、一応以上のような推測を行つてはいるが、これではあまりに漠然としていてとらえ所がないことも明らかである。予告からその作品の意図をおぼろげに推測できたにしても、それがどのような内容でもとりこめるものであるとすれば、その実態は不明としか云いようがない。前述の二つの予告の存在から、『甚忍記』は、貞享四年末にはともかくかなりの分量の作品となつていたのであろうこと、また、翌年五月の段階では八冊本としてすぐにも出版できるだけのまとまりを持つていたであろうことは推測できるが、その内容は、仁義礼智信のいずれかと関わりを持ち、「甚忍・甚忍」にまつわる話題を含んでいるものであるという推定ができるのみなのである。

ところで、このような『甚忍記』が、出版されていまいとすれば、それは、どうなつてしまったのだろうか。未刊のまま、現在は消えてしまつていふという推測も可能である。と同時に、西鶴は、『甚忍記』の予告後、元禄初年には、後に触れる数編の作品を出刊しており、没後の遺稿集も五部刊行されているから、その中にとり入れられているのではないか、という推定も可能である。しかし、前者の立場では立論は不可能だから、私もまた、これまでの研究と同じく後者の立場で考えて行くより仕方がないようである。

従つて、『甚忍記』とは何か、を考へるためには、三つの仮定の上に立つていふことになる。すなわち、①『甚忍記』は出刊されていない、②出刊はされなかつたがかなりのまとまりと分量のある草稿が存在した、③それは現在知られている作品の中にとり入れられている、という仮定である。このように仮定が重なれば重なる

程、その上に立つ立論は不確かなものになって行かざるをえないが、現在の所、この三つの仮定を否定する確証はない。それ故、さしあたりは、この仮定の上に立つて論を進めて行くより仕方がないようである。

## 三

以上のように、三つの仮定の上に立ち、非常に漠然としたものとしかその内容を推定できないはずであるにもかかわらず、その点に注意がはらわれることもなく、『甚忍記』とは何かという問題は、これまですこぶる簡単に解決されて来ている。すなわち、『甚忍記』は、元禄七年刊の遺稿集『西鶴織留』(とりわけ、その巻一、二の『本朝町人鑑』と傍題された部分を中心にしたもの)であるという仮説が行われ、野間氏の前出論文で確定されたかの観を呈し、それが通説化してしまっているのである。もちろん、その通説には、いくつかの根拠がある。しかし、その根拠とされるもの、また、根拠としてとりたてて云われぬにしても通説を承認する拠り所となっているものは、大きく見て、次の四つの誤解から生まれて来ているのではないだろうか。

まず第一点は、『甚忍記』の予告が、『永代蔵』の巻末にあったことから生まれた誤解である。すなわち、そのことが、『甚忍記』は町人物的作品という印象を何となく与えたのであろうが、前述のように、その書名や部立のあり方から見ても、また、貞享四年から貞享五年(元禄元年)にかけての西鶴の創作活動の推移から見ても、その全体が町人物的作品であるという可能性はむしろ少いはずである。

第二点は、『永代蔵』以後の西鶴の創作活動が、好色物↓武家物↓町人物という型で西鶴作品をとらえるやや俗説的な通説にわざわいされて、もっぱら町人物を中心に論じられて来たために生じた誤解である。しかし、周知のように、貞享五年までの西鶴の創作活動の中心が、むしろ町人物以外の作品であることは、その創作年表を一見すれば明らかである。元禄二年以後、おそらくはその病氣などによって、素材集取の努力を要さない、身近な見聞を中心にした作品を書き始めることになるのは確かであるが、『甚忍記』を書いていられると思われる時期の

西鶴が、町人物的な作品のみを書き、その中に収録しようとしたと考えることは出来ない。

第三点は、『甚忍記』という書名や五常の部立が、前述のように融通無碍のものであるが故に、『織留』のいくつかの章が五常のどれかを書いたものと分析出来たために生じた誤解である。もちろん私も、後述するように、『甚忍記』として書かれた作品のいくつかが『織留』に編入されたと考えるが、五常のどれかを書いている故に『甚忍記』の一つとといういい方をすれば、どんな作品でも仁義礼智信のどれかを書こうとしたものと同じつけることができないこともないから、後で問題とするように、『織留』だけが『甚忍記』である、ということは出来ないはずである。

第四点は、『甚忍記』と関わりを持つと見られる点が『織留』の一部に存することから生じた誤解である。確かにその影響の見られる作品が後述のようにいくつかあるが、そのことと『織留』全体とが結びつかないことは云うまでもない。何故なら、『織留』は一作品であつたのではなく、後述のように四つの系統の草稿を編成している<sup>(3)</sup>と見られる徴表を示しているからであり、また、『甚忍記』の影響と見れば見られる部分は、『織留』以外の作品にも多くあるからである。

以上のような点から私は、『甚忍記』すなわち『織留』（とりわけ、その巻一、二の『本朝町人鑑』の部分）とする通説は認めがたいと考える。が、それでは、『甚忍記』とは何か、何であつたのかは、どのように考えていくべきなのであろうか。

#### 四

ここで思い起されるのは、宗政五十緒氏「西鶴後期諸作品成立考」(国文学論叢・第10輯、後『西鶴の研究』に所収)である。この論考は、昭和37年12月に発表されたものであるが、氏はそこで、『甚忍記』の解体という仮説を出され、結論的には、以下のような表を示される。

## 『甚忍記』

- ↓『日本永代蔵』巻五・六のうち
- ↓『武家義理物語』のうち
- ↓『新可笑記』のうち
- ↓『西鶴俗つれぐ』女訓的三章
- ↓『本朝町人鑑』のうち
- ↓『世の人心』のうち

私は、すでに論じて来たように、もし『甚忍記』が出版されておらず、かなりのまとまりを持ち、現在知られている作品中には形を変えて収録されている、という三つの仮定の上に立って考えたとすれば、『甚忍記』即『織留』とする見方は誤っていると思うので、この宗政氏の所説は、すこぶる魅力的である。しかし、この所説が発表されて十数年が経過しているにもかかわらず、現在までの所、積極的な賛成の声も反対の声も聞かれず、『甚忍記』即『織留』という通説はみじろぎもしないかのごとくである。その理由を詮索する必要はないと思うのでここでは触れないが、私は、前述のような三つの仮定の上で考えるより仕方がないのが現状であるかぎり、宗政氏の『甚忍記』の解体という考え方は、第三章で論じた誤解の上になり立っていると思われる、即『織留』と見る考え方よりも、はるかに説得力があると思う。

しかし、『甚忍記』が解体したと考えるとしても、私は、宗政氏の結論に必ずしも賛成できない部分がある。例えば、『日本永代蔵』巻五・六のうち<sup>(6)</sup>にも解体して流入しているとする結論は、私の『永代蔵』成立論の立場から見ても承服しがたい。また、『本朝町人鑑』のうち<sup>(6)</sup>及び『世の人心』のうちとされる結論は、後述のように、『織留』を四系列の草稿の取合せと考える私の立場からすれば、その大部分(とりわけ後者)を認めがたいと云わざるをえない。さらに、『武家義理』『新可笑記』『俗つれぐ』などへの流入を考える場合にも、私の推測とは若干異なる推測があるように思われるし、『本朝桜陰比事』などへの流入は考えられないのかどうか、といった問題もなしとしない。



また、宗政氏は、すこぶる簡略に示唆的な問題提起をなされているが、それらをより具体的に考えてみることや、別の面からの問題提起を行ってみることも不可能ではないように思われる。私は、第三章までに論じて来た結果、宗政氏の『甚忍記』の解体説に賛成する立場となった訳だが、以下では、宗政氏の結論と異なる点を中心としながら、『甚忍記』とは何かを私なりの立場で考えて行くことにしたい。(なお、注6の『永代蔵』成立への私見がかりに誤っていたとしても、『甚忍記』の解体は、『永代蔵』の原稿完成後に始まったと見なければならぬはずであるから、『永代蔵』巻五・六への流入という考え方は無理であると思う。私は、『甚忍記』は、貞享四年十月頃までは『甚忍記』としてままとまっていたと考えるので、宗政氏の所説のうち『永代蔵』に関連する点については、本稿で触れることを避けておく)。

五

私は、すでに述べたような三つの仮定の上に立ち、その内容は自在でありうるものとして『甚忍記』を考えている。とすれば、もと、『甚忍記』のために書かれたものは、貞享五年から元禄二年にかけて出刊された作品、及び、その時期に執筆されたと推定されるが出刊されず、歿後遺稿集に収録された作品の中に収録されていることになる。従って当面は、それらの作品のすべてをもと、『甚忍記』として書かれた可能性のあるものとして検証してみることがあるであろう。

まず、『永代蔵』以後元禄二年までに刊行された西鶴作品を左にかかげてみよう。

- ① 『武家義理物語』 貞享五年二月刊
- ② 『嵐無常物語』 同年三月刊
- ③ 『色里三所世帯』 同年六月刊
- ④ 『好色盛衰記』 同年九月以前刊

『新可笑記』

同年十一月刊

⑥ 『一目玉鉞』

元禄二年一月刊

⑦ 『本朝桜陰比事』

同年一月刊

以上である。右の外、元禄二年三月刊の磯貝捨若作『新吉原常々草』に西鶴は、一代男世之助の匿名で戯注を加え、板下・挿絵の筆をとっているが、それを今問題にする必要はないであろう。また、右のうち、明らかにもと『甚忍記』であったとは考えられない作品、『甚忍記』との関わりを想定することには問題のある作品がある。

②の『嵐無常物語』は、貞享四年末に自ら命を断った人気役者嵐三郎四郎の追善物語として急拠出刊されたものであり、また⑥の『一目玉鉞』は地誌の性格を持つものだから、その内容から見て『甚忍記』とは何の関わりもないと見てよいであろう。③の『色里三所世帯』も、浮世の外右衛門を主人公にした長編的趣向を全体に備えており、今、除外しても問題はないであろう。また、④の『好色盛衰記』は、好色生活をとりあげながら時に『堪忍』と関わりを持ち、話の内容によっては、五常のどれかとかかわりを持たせうる作品をも収載している。しかし、同書の現存本の刊記は「貞享五年」とのみあり、同年九月三十日に改元されて「元禄」となる故に同年九月以前の刊行と推定されるものの、同年一月である可能性もなしとしない。とすれば、同書は、『甚忍記』が『甚忍記』として刊行を予定している段階ですでに書き上げられていたとも考えられることになるから、『甚忍記』との関わりを云うことは出来なくなるであろう。従って、問題のあることは承知しているが、以下では『好色盛衰記』に触れることを避けておきたい。

以上、注記を加える形になったが、結局、『甚忍記』との関わりを検証すべき西鶴生前の作品は、当面『武家義理物語』『新可笑記』『本朝桜陰比事』の三作品ということになる。

一方、五部の遺稿集の場合、その執筆時期の確定は簡単ではないが、元禄六年冬刊の『西鶴置土産』は最晩年の元禄五、六年の執筆、元禄十二年刊の『西鶴名残の友』は、元禄三、四年以後の執筆という通説に従ってよいであろう。また、元禄九年刊の『萬の文反古』は執筆時期に問題があるが、約半数は貞享三、四年、残りの半

数は元禄二〜四年という推定を私は行ない、その元禄期の作は、書き下しと考えてよいと思うので、今、『甚忍記』との直接的な関わりを考えてみる必要はないであろう。従って、今検証を必要とするのは、これまでも『甚忍記』との関連が云々される元禄七年刊の『西鶴織留』、後述するように執筆時期を異にするとと思われる草稿を取り合せて一書にしたと推定される元禄八年刊の『西鶴俗つれぐ』である。

以下、私は、この五部の作品を対象として論を進めて行くが、まず、宗政氏の所説と少しく見解を異にすると思われる遺稿集の方から問題にして行くことにしたい。

## 六

『西鶴織留』は、従来「本朝町人鑑」と「世の人心」との二つの未完の草稿が取り合わされることによって出刊されたものと考えられて来ている。しかし、団水の序を素直に信ずるその考え方には、団水序を欠き『織留』全体に「世の人心」の傍題を付する原刻本とも称すべきものが出現した現在、問題があることも明らかである。以下に記す『織留』の草稿をめぐるの仮説は、かつて『西鶴織留』をめぐる二、三の問題(一)(跡見学園女子大学紀要・第9号)において詳説したことがあるので、ここでは、その結論のみを記しておく。

西鶴が、元禄二年の正月刊行を期して『本朝町人鑑』という作品を書こうとし、その草稿が『織留』に収録されていることは、同書卷二の一「保津川のながれ山崎の長者」の冒頭が「本朝は天照太神元年より今元禄二年の初春まで……」と始まり、「……是皆町人の中の町人鑑といへり」と続く文章であり、本章が『町人鑑』巻頭の一章として書かれたものと見られる点からも確実である。しかし、『織留』巻一、二の中で、間違いなく『町人鑑』であると見られる章は、本章(二の一)のほか巻二の二があるのみである。また、『町人鑑』であることが明白なこの二章が『織留』の冒頭に置かれなかったのは、始め、『織留』が、「世の人心」という傍題で統一して出刊されようとしたからだと推定できる。ともあれ、『町人鑑』として書かれたものであることの明白なこの二章

が、『甚忍記』として書かれたものでないことは云うまでもない。

一方、元禄一々三年の頃、西鶴が「世の人心」と題する作品の一部を書き、それが『織留』に収録され、同書卷三の一々四の一となっていることは、その書き方や内容から見て確実である。また、その書名を確実に推定することは出来ないが、卷四の二々卷六の四までの九章は、何らかの職業にまつわる話を各章の素材として随想風な話の展開を行い、さらに「世の人心」という作品とするための強調が行なわれていない点からみて、一つのまとまりを持った別の草稿群であったと考えられる。従つて、前者はあくまでも「世の人心」として書かれたものであつて、『甚忍記』ではありえず、後者は、この段階で『甚忍記』であつたことの可能性を否定はできないが、その内容から考へて注11で推定するような名称の作品として書かれたものであると見た方がよいようである。また、『織留』三々六に収録された作品の執筆時が、現在推定出来る作品の場合、元禄二、三年と考えられることも、これらと『甚忍記』との直接的な関連を否定する根拠となしうるのである。

従つて、『織留』において問題となるのは、卷一、二に収録された残りの七章である。今それらを従来のように「町人鑑」と見うるか否か、もと『甚忍記』であつた可能性はあるかどうかという点を中心にして、やや具体的に問題にしてみよう。

① 卷一の一「津の国のかくれ里」は、前半が好色心をこらえたために米相場で成功した男の話であり、後半はその男の親仁の遺言状という趣向の話である。町人の成功譚であり「町人鑑」の一章とも見られぬことはないが、その面での強調が作中になく、成功の動機を好色への堪忍に置く点、『甚忍記』の一部であつた可能性が考えられる。

② 卷一の二「品玉とる種の松茸」の大半は、借錢故に苦勞して商人をやめ手習師匠になるが、それもうまくゆかず貧に苦しむ男の話であり、章末の五分の一程でその男が長持灰を発明して巨富を積む話に転じて結ぶ。一応は成功譚の型をとっており、「町人鑑」の色彩もない訳ではないと云えそうだが、章末でとつて付けたようにその男の女房のことを書き、「うき世帯の時、男によくつかへて堪忍せし身の上、天是をあはれみ給ふ

なり」といった一文が置かれていることは、『甚忍記』であったが故の付加と考えることも出来そうである。

③ 卷一の三「古帳よりは十八人口」は、老婆が近年の生活ぶりを批判し、世間の嫁の心のありようなどを描くことを中心とした作品であり、「町人鑑」的な色彩はない。また本章冒頭の一節には『甚忍記』巻五「大義を思ひたつ堪忍第十九」の十二の主張の影響を見ることが出来る。

④ 卷一の四「所は近江蚊屋女才覚」は、近江蚊屋の産地の様子などを前半に、近江に通い商いをする万屋甚平というさえない男の話を後半に書く。「町人鑑」の色彩がないばかりか、「我一生何程かせぎても銀三百目より内の身体に極る所を覚悟して世を渡りぬ」という結びには、甚忍することによってしかこの世を生きられぬ男の嘆きを感じとれるかもしれない。

⑤ 卷二の三「いまが世のくすのき分限」は、旦那から資本をもらって両替店を開いた二人の手代のなりゆきを旦那が評する話である。「智有、仁有、勇有と、みなくたのもしく奉公を勤め」たという旦那は「町人鑑」といえそうだが、本章でこの旦那は評者の役割を果しているのみだから、そこに「町人鑑」を書こうとする意図を見出すことはできない。なお、野間氏は前出論文で、本章を『織留』が『甚忍記』であることの根拠とされている。

⑥ 卷二の四「塩うりの楽すけ」は、金を拾って返す正直な塩売りをやや皮肉な視点から見ると、医者や登場させて、当世のありようを諷刺するといった内容であり、「町人鑑」の色彩はない。なお野間氏前出論文は、本章を『堪忍記』の影響作とされている。

⑦ 卷二の五「当流のものずき」は、江戸の小川屋という塗物屋が繁昌しはじめた由来を書く短章である。「亭主正直なるを天のめぐみ給へると見へたり」という結びに「町人鑑」としての強調はなく、むしろこれは、義・信等にかかわる点を話の中心としようとしている故の評言と見た方がよさそうである。

以上、すこぶる大雑把に七章を話の中心としようとしている故の評言と見た方がよさそうである。むしろ『甚忍記』中のものと見ることによって落ち着きをうるといふべきであろう。前述のように、『甚忍記』が五常の部立を持

つている以上、右の七章のそれぞれがどの部立に入る話を作品の内容をより詳しく紹介しつつ問題にすべきであるが、ここで、各章の一部を抜き出し、仁義礼智信のレッテル貼りをする必要はあるまい。何故ならこの世における人間の行為を描いたものを五常のどれかとかかわらせることは、ややこじつけめくことを恐れさえしなれば、余りに容易だからである。ここでは、『織留』巻一、二所収の作品のうち右の七章をもと、『甚忍記』中のものとして想定できる可能性が高い、という点を指摘しておくだけで十分であろう。

## 七

次にとりあげようとする『西鶴つれづれ』は、その各章の内容・形態などから見て、これまた四系統の草稿の取合せであるとする見方が、すでに定説化している作品である<sup>(12)</sup>。そこでまずその四系統の内容・執筆時期に簡単に触れ、もと、『甚忍記』のものと思われるものがあるか否かを考えて行きたい。

第一の系統は、巻一の一と四、巻三の二と四の七章であり、飲酒による失敗談をとりあげた作品である。その執筆時期は、確証とすべきものがなく推定の域を出ないが、西鶴の作風の推移から見定める貞享四年下半年より翌元禄元年の下半年説をとるべきであろう。なお、宗政氏は、前出論文で「元禄六年八月西鶴執筆中」の作品の一つとされるが、その起筆時については記さず「五戒物語集として西鶴が製作しつつあった書の未完成稿」かという仮説を提示されている。しかし、宗政氏という「五戒物語集」なる仮題の書を西鶴が執筆しようとしていたという推定の根拠は、この系統及び次の系統の草稿の存在という点を中心であり、十分に説得的であるとは思われない。

第二の系統は、巻二の一、二、巻五の一と三の五章であり、「愛欲の否定的描写」を中心とされるとされる作品である。その執筆時を暉岐氏は、第一の系統と同時期、特に元禄元年頃と推定されているが、その内容、分量、表題、目録の型等から見て、「置土産」と同期同想の遺稿<sup>(16)</sup>、という推定の方が正しいのではないかと考える。あ

えて云えば、この五章は、「色道大全」八巻を予定していたとも思われる『西鶴置土産』の草稿の中から分離して編入したものかという推定も可能ではないかと思うが、今、その点にこれ以上触れることは避けておきたい。

第三の系統は、「風俗面譜的構想を有する中編の未定稿」<sup>(17)</sup>かと推定される巻四の二・四の三章である。執筆時期は、その内容や構想の立て方、西鶴の作風の推移等を根拠とする貞享三、四年という推定に従つてよいと考える。なお、これを貞享元・三年とさかのぼらせる推定も行なわれてはいるが、『甚忍記』との関連を考える今の場合にはいずれにしても問題がないので、ここでその論拠等に触れて詳論する必要はあるまい。

第四の系統は、「諸国咄系統」<sup>(19)</sup>とされる巻二の三、巻三の一、巻四の一の三章である。執筆時期は諸説あり、暉峻氏が貞享三・元禄元年とし、浮橋氏が貞享二・四年とするのに対し、宗政氏は「元禄六年八月」執筆中の一と考えている(ただし、宗政氏は、この系統の草稿を『甚忍記』の一部であったものと考えている訳だから、起筆時は、数年さかのぼることになるものようである)。私は、暉峻・浮橋両氏と同様、この系統の作品を『諸国ばなし』『懐視』などと同系のものと考えるので、一応、貞享二・四年の執筆と考えてよいと考えている。

以上、四系統の草稿の内容及び執筆時期について触れて来たが、この中で『甚忍記』の執筆時期と重なるものは、第一の系統の七章のみということになる。ところでこれらは、もと、『甚忍記』と見られる内容を保持しているといえるのであるか。

すでに触れたように、現在、『甚忍記』の内容は、融通無碍のものとしか推定のしようがない。従つて、執筆時期を同じくし、どこかで「甚忍」や五常との結びつきが考えられたり、『甚忍記』との関連が見られたりするば、その資格ありといつてよいはずである。とすれば、「酒はこれ狂薬の名あり」(巻一)として大酒を戒める『堪忍記』との関連を見ることが出来、大酒への堪忍が出来ず失敗する者を滑稽に描き諷する内容を持つこの七章は、一応『甚忍記』のために書かれた可能性を持つている作品ということが出来そうである。そしてこれらが、五常の部立によって分けられるとすれば、他の『甚忍記』と推定される作品には少い「札」をめぐるものということになるのではなからうか。

遺稿集の場合は、『町人鑑』や『世の人心』として書こうとした姿勢を作品中から明瞭に読みとれるが故に、それが『甚忍記』でなかったという事を確認できるし、逆に、『甚忍記』らしいという推定も行ないやすいようである。しかし、生前に刊行されている作品の場合は、それがかりにも『甚忍記』中のものであったとしても、西鶴が他の作品として刊行している以上、そこには当然、いささかの修正・改稿が行なわれていると見なければならぬであろう。従つて、『甚忍記』が解体されて生前刊行の作中に収録されたという推定は、遺稿集の場合以上に漠然としたものとならざるをえない。が、かりにすこぶるあやふやな根拠による推定きり行なえないとしても、それによつて、何らかの問題を考へる手がかりを得られるとすれば、それを試みてみることも必要であろう。そこから生まれる問題や意味は後に触れるとして、以下、生前に刊行され、もと『甚忍記』であつた可能性を推定できる前述の三作品について、簡単に触れて行こう。

『武家義理物語』は、すでに宗政氏が、『甚忍記』の編入を推定している作品である。その根拠として氏は、冒頭の卷一の一、二の作品が五常のどれかをとりあげたものと分析できること、「義理物語」として暉峻氏がふさわしからずとする作品が五常をとりあげていたり、女鑑的なものにとらえることができたりするものであること、武家ならざる主人公によつて仕立てられた作品があること、をあげている。確かに氏自ら云われるように「『義理物語』のどの章が『甚忍記』に含まれていたと考へるか、といわれると、明確な証をあげて提示することはできない」にしても、前記の根拠が、もと『甚忍記』であつたものを『義理物語』に改編した結果生まれていくという推定は正しいように思われる。

と同時に、『武家義理物語』には、それを『義理物語』に仕立てるべく型をととのえようとしている作者の努力がうかがえる作品がある。例えば、作品の最初や最後に「義理」という語を出し、作品の内容が「義理物語」



であることを印象づけようとしているといつたものである。今、引例は省略するが、巻一の二、五、巻五の三、巻六の四がそれであり、巻一及び最終章でそれが行なわれていることは注目に値しよう。しかも、「義理ばかりの女房なれば、只武をはげむに身をかため」(一の二)たという「義理」への結びつけ方、「心にはそまざれども義理ばかりの念友」(一の三)という評、「外よりおもふには各別、義理一ぺんのかたらひ」(六の四)という話の落ち等を見れば明らかのように、それらには、無理にも「義理物語」であることを読者に印象づけようとする姿勢が感得できるのである。

さらに、巻一の二についてはすでに宗政氏も触れられているが、『武家義理物語』は、「義理」をテーマにしたと見るより、五常のどれかに話の眼目を置いていると見た方がふさわしい作品がほとんどであることにも注意する必要があるであろう。前述したように、人間の行為を五常のどれかに分類しようとすれば簡単だから、そのことと自身が説得力を持ってないことは云うまでもないが、義理の解釈を拡大してこじつけるより、義理のわくをはずして見た方がいい作品がほとんどであることは、一読明らかであると思う。今全二十七章について話の内容を紹介しつつ分析することも可能だが、紙幅の関係もあるので、この点については別稿に譲りたい。

また、宗政氏は触れていないが、五常の行為と「甚忍」とが結びついている話の多いことも指摘できる。前述の「義理ばかり……」の出でくる章に「甚忍が結びついて来ることは云うまでもないが、『武家義理物語』中もつとも著名であり、「まことに人間の義理ほどかなしき物はなし」の一文がしばしば引用される巻一の五にしても、その行為が、甚忍と結びついていることは明らかであろう。そして、甚忍すること、信・義・礼を行なっていると分析出来る作品は、巻一の五、四の四、五の三、六の二などにその例を求めることが出来るのである。また、甚忍せざる故に五常が守られず悲劇的な結末を迎える作品としては、巻三の三、五の四などを例とすることができるであろう。このように、それらは、もと「甚忍記」であった可能性を多分に持っているのである。

しかし、一方『武家義理物語』二十七章の中にも、「甚忍記」であったとは考えられない作品もある。例えば、巻二の一、二は、御堂前の敵討をとりあげた連続する作品であるが、これは、諸国敵討と題する『武道伝来

記』刊行直後の貞享四年六月三日の事件を素材としたものである。しかもそのとりあげ方は、『伝来記』の場合とは異なり、すこぶる事実に密着しているようであり、『武家義理』編成に際し、地元大阪での敵討事件の見聞を急拠とり入れて書いた作品という印象が強い。この二章は、『甚忍記』を意図した作品と見るより、『伝来記』刊行後も敵討に関心をもって素材を集めていた西鶴が、その事件に見られる武家の意地や信義のあり方に注目して『武家義理』の中に編入したと見るべきものである。

と同時に西鶴は、各巻に変化をつけようとして、巻三以後も各巻一章づつ(三の四、四の一、五の五、六の三)敵討の話をとりにあげている。その方法は、巻二の一、二の場合とは異なり事実へのよりかかりは見られないが、これらの敵討の話は、もと、『甚忍記』のために書かれたと見るより、『伝来記』で用いられなかった材料を『武家義理』に編入したと考えた方が自然であるように思われる。

以上、宗政氏の所論を承認した上で『武家義理』がもと、『甚忍記』であった可能性を考えて来たが、私は、『武家義理』の中、敵討をとりにあげた六章以外の二十一章は、もと『甚忍記』であったものが流用されていると考えてよいのではないかと思う。

## 九

すでに述べたように、『武家義理』刊行の三ヶ月後の貞享五年五月には、『出来式奴』という、あたかも出版されて売り出されているかのように見える『甚忍記』の刊行予告が出ている。従って、これが出版されておらず現存の作品中に解体再編されているという仮定の上に立てば、その候補として思い浮ぶのは『新可笑記』であり、『本朝桜陰比事』である。

ところで、『新可笑記』は、すでに宗政氏がもと、『甚忍記』と推定されている作品である。氏は、『新可笑記』の場合具体的な根拠を示されていないが、おそらく『武家義理』の場合と同じ論拠によって推定したものと

われ、私も異存はない。従つて、全二十六章のうちから、五常の各項に分類出来る話、五常と甚忍との結びつきのある話を紹介して論証するのは野暮というものである。ここでは、特定の主題を持たない雑然とした説話集なるが故に問題にされることの少い『新可笑記』も、もと『甚忍記』として見ることによって作品への新たな視点を獲得できるのではないかと、漠然とした予測を述べるだけに、詳細は別稿を期することとしたい。

一方、『本朝桜陰比事』を宗政氏は、もと『甚忍記』としての可能性を持つものとせられてはいない。その理由はおそらく、『桜陰比事』が作品の形態の上で統一がはかられ、一作品としてのまとまりを十分に保持していると見られたからであろう。しかし、『新可笑記』の「恐らく全体の三分の一を占める説話は、新しい標準の下に分類をし直すならば、すべて『桜陰比事』に組入れられるべき性質のものである」という指摘が、すでに野間光辰氏「本朝桜陰比事考証」(『西鶴新攷』所収)にあるように、『桜陰比事』と『新可笑記』との内容の共通性は明らかである。また、『桜陰比事』が全編「智」を中心としたと見られる作品であることは云うまでもない。従つて、『桜陰比事』は、『新可笑記』にくらべ、出版に際し統一をはかるための改稿が十分行なわれていると見られるにしても、その素稿がもと『甚忍記』のものであったという可能性は否定できないであろう。私は、貞享五年五月の段階で八冊にまとまっていた『甚忍記』が解体して新たな別の作品に再生したと考えるとすれば、それは『新可笑記』五冊のみではなく、その二ヶ月後に刊行された『本朝桜陰比事』五冊にもとり入れられていると推定してよいと思う。

## 十

これまで私は、すこぶる漠然とした推定といささかあやふやな根拠の上に立つて、もと『甚忍記』であったと考えられる作品やそれが解体再編されたと見られる作品がどれであるかを論じて来た。しかし、そこで推定されたことは、あくまでも『甚忍記』であった可能性を持つということであるにすぎない。そして、それ以上の

ことを云うとすれば、おそらくこじつけによる暴論という批判を覚悟しなければならぬであろう。が、以上のような推定を行なうことは、貞享四、五年の西鶴の活動ぶりの一面を明らかにし、また、その時期に執筆された作品を見直して行くための一視点を与えてくれるようでもある。私はここでひとまず『甚忍記』とは何であったかについての推定を個条的にまとめておくことにしたい。

① 貞享五年春ごろの刊行を期して、貞享四年後半期ごろより『甚忍記』のための材料収集を行ない、一部分を執筆する。その内容は自在であり、忍あるいは五常にかかわりを持つものでありさえすればよかったと推定される。

② 貞享四年末、『永代蔵』初版印行時には、書肆森田庄太郎より刊行される予定であり、『甚忍記』八冊の刊行予告が森田を主版元とする『永代蔵』の巻末に付けられた。

③ その頃、書肆安井加兵衛から執筆依頼をうけた西鶴は、『甚忍記』中より義・信などの部に編入する予定の作品をとり出して一部改稿し、また、『伝来記』の時使わなかつた敵討説話四章と『伝来記』刊行後に起つた敵討をとりあげた二章とを編入して、『武家義理物語』を二月に出刊した。

④ その後も『甚忍記』出刊の予定は変えず、素材収集・執筆を行なっていたと思われる。ただし、この頃、書肆森田との間に何らかの確執が生じ、『甚忍記』を森田から出版することはとりやめになる。その間の事情は種々に推測できるが、以後西鶴は、それまで『腕久一世の物語』『好色五人女』『永代蔵』を出し、岡田三郎右衛門とともに最も多く西鶴本を出刊して来た森田庄太郎と縁を切ることになる。

⑤ 五月には、『甚忍記』を書肆西沢太兵衛から出刊することにし、異版『永代蔵』の初版西沢版に刊行を予告する。その予告に値段をつけ「出来」とある点から見て、この時点では、八冊本とするに足る分量の草稿があったと推定できる。

⑥ おそらくは、草稿を各部立の中に等分に配列することが困難であることや内容が雑多でありすぎることを考慮して、『甚忍記』を解体して行き、まず、その中から武家説話を独立させて雑纂的な作品集を編成し、十

一月に『新可笑記』五冊を出版する。その場合、『可笑記』を意識して冒頭部を「むかし……」に統一しているが、同時に各章の冒頭部を中心に改稿・増補などが行なわれたと推定される。

⑦ 『甚忍記』智の部に収録予定の作品を生かし、また、裁判小説としての新稿をも加え、全体の型を整えて、『本朝桜陰比事』五冊を翌年一月に出刊する。

⑧ 右の作品の中に生かされなかった作品が、死後、遺稿集の中に収録される。それは、『西鶴織留』の七章、『西鶴俗つれぐ』の七章であった。

⑨ かくて『甚忍記』とは、貞享四、五年の西鶴によって、常時出版を予定されながら自在なものとして執筆され続けたが、結局は、その一部が解体され再生されることによって姿を変え、そのものとしては出版を断念された幻の書であったということになる。

私は今、以上のようなものとして『甚忍記』を考え、貞享末年の西鶴の活動の一面をとらえているが、致し方のないこととは云え、確証と称すべきものもなく推定の上に推定を重ねることによって成り立っているこの仮説に意味があるかどうかは、こう考えることによって何が明らかになり、どのような問題提起が出来るかにかかっていることは云うまでもないであろう。以下、その点について簡単に触れておきたい。

まず最初に云えることは、もと、『甚忍記』である作品を編入・改稿したと考えられる作品の場合、その作品に対する見方を変えて行く必要が生まれるのではないかということである。例えば、『武家義理物語』は、これまでの場合、多くは「義理」を描くことをテーマとした作品ととらえられ、どのような「義理」の諸相が描かれているかを中心に作品の分析や批評が行なわれて来た。また、この作品から、西鶴が「義理」をいかなるものとしてとらえているかの分析を行ない、当時の「義理」の概念を究明する材料とすることが、思想史家の研究では一般化しているようでもある。しかし、その大部分がもと、『甚忍記』として書かれたものであり、それを一部改稿して編入し急拠出刊したのが『武家義理物語』であるとすれば、「義理」をテーマとするものという前提を疑う

ことなく行なわれた作品分析や批評は、いささか見当はずれなものと言わざるをえない。むしろ『武家義理物語』の場合は、それが甚忍と結びついた五常を中心として書かれたものと考えて作品を見直し、武家の心情や論理が説話の中に具体化される面白さをとらえて行くべきであろう。いかなる「義理」を描いているかをあなぐり求めて『武家義理』を読もうとする現在一般的な読み方は、『甚忍記』との関連を考慮することによって、修正されなければならないと思う。

また、『新可笑記』の場合は、前述のように、『甚忍記』との関連を見ることが、雑然とした作品の基調をとらえる視点を生み出して行くように思われるし、『本朝桜陰比事』の場合は、それによって作品の幅や厚みを見出せることになるのではないかと思う。さらに、『織留』や『俗つれづれ』の場合は、『甚忍記』であったと見られる作品をその中で正しく位置づけることによって、個々の作品の読み方を変えて行くべきであろう。とりわけ「町人鑑」として一括されて来た『織留』の七章などは、『甚忍記』として読み解くことによってその実質をとらえうることになるのではなからうか。

次に、『甚忍記』のような自在な内容の作品を予定して、合切袋に入れるかのように書き上げたものをまとめおき、そこから随時作品をとり出して改稿・再編して行くというこの時期の西鶴の書き方から生まれる問題である。このようなやり方は、流行作家西鶴にしてみれば、書肆の注文に追われての便宜的な措置であったのであろうが、このような点は、書肆と西鶴との関係、多作期の西鶴の作者としての姿勢、などを考える上で示唆的であろう。また、現在、とりわけ『新可笑記』について云われる助作者存在説についても、このことは一つの解答を与えてくれるように思われる。確かに『新可笑記』の中には、一見西鶴らしからざる文体のものもあるから、それらに助作者の存在を見るのは説得力がありそうである。しかし、西鶴が、どんな草稿をも収めうる合切袋的な『甚忍記』を予定し続け、そこに収めたものを十分に改稿することなく別の作品として急抛出版するような場合、原素材の文体を残したままの作品が編入されることにもなったのではなからうか。とりわけ、説話的な素材の場合は、そのもとなった記録や情報提供者の文体のまままで合切袋的な『甚忍記』の中に収められ、それが十

分の改稿を経ず世に出ることもありえたであろう。しかし、その場合、情報提供者即助作者とまではいえないであろうから、ここに助作者の存在までを考える必要はないであろう。私は、流行作家西鶴のものであればそれをありがたくいただいて、どんなものでも喜んで本にして出そうとする書肆の姿勢や、西鶴のいささか安易な書肆への対応ぶり等を見ただけで十分であるように思う。

と同時に、西鶴がこの時期に、このような形で作品の材料や草稿をまとめておき、一部にまとめやすい部分を取り出して一書として出版していることは、これまで西鶴作品を批評する際一般的に行なわれている方法、すなわち作品の刊行順によってAからBへの発展・展開を考える批評の方法に問題をなげかけることにもなるであろう。何故なら、その執筆の順序と刊行の順序とが一致するとは限らない以上、刊行時という結果を前提として跡づける推移や発展の論証は、常に結果論だという批判にさらされかねないからである。従って、貞享五年以後の西鶴を論ずる場合通説となつてゐる武家物から町人物へという図式は、『甚忍記』の存在をどう押えるかによつて、いささかの修正を必要とすることになるであろう。というより、貞享四、五年の西鶴が、いわゆる武家物・雑話物・町人物・好色物を同時に書き続けているという事実の背景として、西鶴の現世に対するいかなる関心のあり方があるのか、という問題をまず考えるべきだといった方がよいかもしいない。それがこの世を生きる時の「甚忍」の問題であつたといつたら我田引水になりそうだが、同時多発的にすべての系列の作品を書いているこの時期の西鶴を幅広く押えて行くには、幻の書『甚忍記』の存在を重いものとして考えざるをえないのである。

さらに、この時期に『甚忍記』を予定して作品を書き続けていたと考えることによつて、元禄二年以後の西鶴の方向が確定して行く過程をより具体的に押えることが出来そうである。西鶴は、元禄二年三月以後、病氣等によつてしばらくその作品を刊行していないが、甚忍を基調とした作品を書き続けて来た西鶴の視線は、忍を基調として生きざるを得ぬ中・下層町人の世界へと向つて行くかのごとくであり、それは『織留』巻三以後に収められた遺稿などによつて明らかである。しかし、忍に安住せざるをえないその世界の見聞を随想風に作品化するこ

とによって、西鶴は、当時の読者を魅きつけるに足る奇談のような面白さを縦横に生み出すことが出来なかつたのであろう。身近で地味な素材をとりあげる以上、それには読者の興をひくに足るだけの工夫が必要とされたのである。西鶴は、『世の人心』や諸職の風俗時評的作品を数編書くのみで中絶するかたわら、中下層町人層の、この世に誇るべき何物をも持たぬ生のありようを、書簡という趣向によって興味深く具体化する『萬の文反古』巻一の一、三、巻二の三などの作品を書き、新たな意欲を示している。かくて、一時病のいえた元禄四年には、大晦日の一日に作品の時間を限定し、その一日をさまざまな生き方で過す町人たちのありようを描く『世間胸算用』のような作品を書き上げることになるのである。このように見れば、『甚忍記』はついに幻の書に終わったとしても、貞享四、五年の西鶴が甚忍の世界に注目しつつ作品を書き続けたことは、最晩年のその世界を生む有力なバネとなっているといえそうである。

私は、『甚忍記』とは何かを考えることによって、以上のような問題をより具体的に追求する手がかりを得られるのではないかと思つてゐるが、そう思いながらも実は、『甚忍記』が出現することもありうるのではないか、という疑いをぬぐいきれてはいない。が、その時はその時である。私の推論が余りに不十分であることは承知しているが、現在推定によってしか論じえないのが『甚忍記』の問題である以上、私は一応私なりの結論を出し、批判をおくより致し方がないであろう。『甚忍記』とは何か、何であつたのが明白になる時の来ることを、私は今、いささかの不安とともに心から期待せざるをえないのである。

(1) 近世文学資料類従『日本永代蔵』解題で吉田幸一氏は、森田庄太郎単独版の存在に疑問を呈されており、現在『永代蔵』の初版はどれかについて問題がない訳ではないが、『甚忍記』の予告は、森田を主版元とするものの場合すべて同一であるので、以下の論の展開の上で一応森田版を初版と考えることに問題はないと思う。

(2) 書肆による出版の予告が何時から始まつているのか解らないが、仮名草子や『永代蔵』以前の浮世草子などの散文作品類には貞享五年以前の書肆の出版予告が見当たらない(もちろん、私の狭い見聞の範囲においてはではあるが)。俳書などには、跋文中に近刊書の予告をしているものもある(例えば『小町踊』雲英末雄の示教による)が、『甚忍記』のような書



肆の出版予告とは性格が異なるようである。従って、書肆の出版予告として、『甚忍記』は最も早いものの一と云えそうであるが、儒書・仏書・医書等には出版予告を付した貞享五年以前の刊本もあるかもしれない。御示教をいただければ幸である。なお、当時、書肆の出版予告が稀であり、西鶴生前に刊行された本の中で出版予告のあるのが本書のみであることは、『甚忍記』がその時点である程度まとまった分量の作品となっていたこと、すぐにも出刊できる作品であったことを推測する一つの根拠となるであろう。

(3) 書籍目録の値段付けでは、当時一冊あたり一匁程度であるのが普通である。従って、八冊本である『甚忍記』が「式匁」であるのは安すぎることになり不審が残る。貞享五年前後であれば、一冊が極端に薄いことは考えられないから、一冊が二匁ということなのであろうか。

(4) 野間光辰氏「本朝桜陰比事考証」(『西鶴新攷』所収)参照。

(5) 吉江久弥氏「『甚忍記』と西鶴」(一)(二)は「仏教大学研究紀要」第六二号、(三)は「人文学論集」第十二号所載)参照。

(6) 拙稿「『日本永代蔵』成立への一試論」(国文学研究・27集)及び「西鶴小説における成稿過程の一面」(跡見学園女子大学紀要・2号)参照。私は、『永代蔵』巻五・六のうち六の五を除いた作品の執筆時期を貞享三年後半期と推定している。

(7) 拙稿「『萬の文反古』の二系列」(国文学研究・29集)及び「『萬の文反古』における書簡体の意味」(国文学研究・39集)参照

(8) (6)の拙稿「西鶴小説における成稿過程の一面」参照。

(9) 遺稿集の場合、果して編者の手がどの程度加えられているかが常に問題となるが、私は、西鶴の遺稿集の場合、拙稿「西鶴織留」をめぐる二、三の問題」(一)(跡見学園女子大学紀要・8号)で触れたように、西鶴の草稿は、編者によって意図的な改稿・付加等が行なわれることなく出版されていると考える立場をとっている。従って、以下、『織留』「俗つれん」をとりあげる際は、その立場から発言するものであることをあらかじめお断りしておきたい。

(10) 木村三四吾氏「西鶴織留諸版考」(『ブリア』28号)参照。

(11) 私は、『西鶴織留』をめぐる二、三の問題」(一)(跡見学園女子大学紀要・9号)で触れたように、もしその作品名を想定するとすれば、『見聞談叢』巻六の伝える『世上四民難形』が、その内容から考えて最もふさわしいのではないかと思う。

(12) 暉峻康隆氏「西鶴著作考」(『西鶴 評論と研究』の「研究ノート」編に所収)中の「西鶴俗つれづれ」の項参照。

- (13) (12) に同じ。
- (14) (12) の論考中の分類用語による。
- (15) (12) に同じ。
- (16) 浮橋康彦氏「西鶴俗つれづれ」(『西鶴物語』所収) 参照。
- (17) (14) に同じ。
- (18) (16) に同じ。
- (19) (14) に同じ。
- (20) (12) に同じ。
- (21) (16) に同じ。
- (22) 宗政五十緒氏「西鶴後期諸作品成立考」(『西鶴の研究』所収) 参照。
- (22) 暉峻康隆氏「西鶴 評論と研究」下の『武家義理物語』の項参照。
- (23) 『武道伝来記』は、むしろ事実性を意識的に消去しようとしているのではないかと考えられる創作方法をとっているようであり、現在そのモデルの事件が推定されている作品の場合にも、他の事件をとりあわせたりしている場合が多い。
- 『伝来記』の虚構のあり方は、『男色大鑑』や『武家義理物語』などに所収の敵討説話にくらべて、その創作方法の上でかなり異質な面を持っているように思われるが、その点については、別の機会に考えたいと思っている。
- (24) 宗政五十緒氏「『武家義理物語』考」(『西鶴の研究』所収) 及び前田金五郎氏「『武家義理物語』」(岩波文庫本) 補注など参照。
- (25) この点については、拙稿「出版ジャーナリズムと西鶴」(講座日本文学『西鶴』上所収) で簡単に触れた。超流行作家とでもいえるべき存在となった西鶴と書肆との関係がどのようなものであったかについての私見は、右の論考を御参照いただければ幸である。
- (26) (11) 参照。